

第 12 回

水上村農業委員会総会

議事録

令和 6 年 (2024 年) 12 月 6 日  
水上村農業委員会

## 第12回水上村農業委員会総会議事録

1. 令和6年（2024年）12月6日第12回農業委員会総会のため、農業委員及び推進委員を水上村役場会議室に召集する。

1. 出席委員は次のとおりである。（11名）

席番号	氏名	席番号	氏名
1	藤田円香	7	山本広樹
2	松田一洋	9	椎葉仁吏
3	藤原珠美	10	川内ひと実
4	内田真治	11	五家一久
5	尾前重徳	12	川原隆治
6	那須利八		

1. 欠席委員は次のとおりである。（1名）

席番号	氏名
8	愛甲純一

1. 関係者の出席を求めたもの。

産業振興課長兼務農業委員会事務局長 田代 浩幸

1. 本会議の書記は次のとおりである。

農業委員会事務局 打越 理瑛

1. 会議議案は次のとおりである。

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第34号 農地利用集積計画の決定について

1. 会議内容は次のとおりである。

日 時：令和6年12月6日

場 所：水上村役場「大会議室」

事務局	ご起立ください。よろしくお願ひします。ご着席ください。 総会に入ります前に、年明け前最後の総会ということで、村長よりご挨拶いただきたいと思います。 中嶽村長、よろしくお願ひいたします。
議長	那須会長よりご挨拶をいただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。
議長	(会長挨拶)  では、ただ今から令和6年第12回農業委員会総会を開会いたします。 愛甲推進委員より欠席届が出ておりますのでご報告します。 議事録署名委員を指名します。 1番藤田委員、7番山本委員にお願いします。
事務局	それではさっそく議事に入りたいと思います。 議案第33号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。 事務局より説明お願ひします。
事務局	それでは、説明いたします。 2ページをご覧ください。 番号の1です。 譲渡人、譲受人は資料をご確認ください。

土地の所在につきましては、湯山字下笠振にある農地 1 筆となります。

地目は台帳及び現況は田。面積は合計 1,510 m<sup>2</sup>です。

場所につきましては 3 ページをご覧ください。

旧湯山小学校の南東側に位置します。

また、4 ページには現地写真を載せておりますので併せてご覧ください。

2 ページに戻っていただきまして、

申請理由は、譲渡人の申出による所有権の移転（売買）でございます。

作付（予定）作物は、水稻です。農地を農地として利用するので、特に近隣農地に影響を与えることはないものと考えております。

経営面積及び稼働人員・自作小作の別は表示のとおりです。

以上のとおりでございますが、農地法第 3 条第 2 項及び許可基準に農地等の所有権移転等の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合にはすることができないとされています。

まず、小作地につき小作者以外が取得する場合、

1 号の取得後に効率的に耕作等を行うと認められない場合、  
2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合、

3 号の信託の引き受けによる取得

4 号の譲受人を含む世帯員等が農作業に常時従事すると認められない場合、

5 号の農地につき、所有権以外の権限に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合。

6 号の譲受人又は世帯員が権利取得後において、耕作等の内容、農地等の位置などから、農地を効率的に利用することができない場合

のいずれにも該当しないと思われます。

議長 この件については、7番山本委員と12番川原推進委員が現地調査を行っておりますので、結果について、  
山本委員、報告をお願いします。

山本委員 12月5日、川原推進委員と事務局、私の3名で、現地調査を行いました。申請地は、事務局からも説明があったとおり、旧湯山小学校の南東側にある農地です。所有権移転後は農地として利用されるとのことで、特に支障はないと思われます。以上、報告いたします。

議長 ありがとうございます。  
ただいまから、質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。質問、意見等はございませんか。

内田委員 作付け予定は何ですか？

事務局 水稲と聞いております。

議長 他に意見はありませんか？  
ないようでしたら、許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議案第33号については、全員賛成でございますので、許可と決定いたします。

次に、議案第34号 利用集積計画についてを上程いたしますが、今回は相対での利用権設定が4件と農地中間管理機構を通す利用権設定が1件、農業公社を通す売買が1件の合計6件の案件があります。

まず、相対での利用権設定と農業公社を通す売買について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、説明いたします。

5ページをご覧ください。

番号1です。

借受人、貸付人は資料のとおりです。土地の所在は、湯山字湯ノ野にある農地1筆です。

地目は台帳及び現況は田で、面積は1,527m<sup>2</sup>です。

場所については、7ページをご覧ください。

高澄公民館の南西に位置します。5ページにお戻りください。

申請理由は、賃借権の新規設定で、契約期間は5年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は現金で、全部で12,000円です。

続いて番号の2です。

借受人、貸付人は資料のとおりです。土地の所在は、湯山字南覚井にある農地2筆です。

地目は台帳及び現況ともに田で、面積は合計1,953m<sup>2</sup>です。

場所については、8ページをご覧ください。

旧湯山小学校の北東に位置します。5ページにお戻りください。

申請理由は、賃借権の再設定で、契約期間は5年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は物納で、全部で米30kgで4袋で

す。

米の価格が高騰しましたので、12月の案件から、物納の場合、1袋7,000円から10,000円に上げて換算値を計算しております。

続いて番号の3です。

借受人、貸付人は資料のとおりです。土地の所在は、湯山字上馬場にある農地2筆です。

地目は台帳及び現況ともに田で、面積は合計2,213m<sup>2</sup>です。

場所については、9ページをご覧ください。

湯山保育所の西に位置します。5ページにお戻りください。

申請理由は、賃借権の再設定で、契約期間は5年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は物納で、全部で米30kgで3袋です。

続いて番号の4です。

6ページ目をご覧ください。

借受人、貸付人は資料のとおりです。土地の所在は、岩野字上鶴にある農地1筆です。

地目は台帳及び現況ともに田で、面積は1,711m<sup>2</sup>です。

場所については、10ページをご覧ください。

旧岩野小学校の南東に位置します。6ページにお戻りください。

申請理由は、賃借権の再設定で、契約期間は5年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は現金で、10aあたり15,000円です。

次に番号5です。

こちらは、熊本県農業公社を仲介して農地の売買を行うものであり、9月の総会で譲渡人から公社が買い付けを議案として上程し、今回は、公社から譲受人に売買という形で上程します。

譲渡人は公益財団法人熊本県農業公社、譲受人は資料をご確認ください。

申請地の所在は湯山字上本野にある農地2筆です。

1筆は地目は台帳及び現況ともに田、もう1筆は地目は台帳が畠、現況は田となっており、面積は合計2,497m<sup>2</sup>です。

11ページには位置図を載せておりますので併せてご確認ください。赤枠の農地で、本野公民館の南東に位置します。

6ページに戻っていただきまして、10a当たりの単価はそれぞれ408,490円、対価の合計として、1,020,000円となります。

9月の議案より対価合計が20,000円上がっておりますが、こちらは、農業公社が譲受人から受け取る手数料分が上乗せされた金額です。

以上のとおりですが、

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、

①農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

②利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である、

イ. 耕作又は用畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、耕作又は養畜の事業を行うと認めること。

ロ. 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

ハ. 対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

事務局 ③対象農地の関係権利者すべての同意が得られていること。  
以上の各要件を満たしていると思われます。説明は以上です。

ただ今の事務局の説明について、何か異議はありませんか。

(意見、異議なし)

異議がありませんので、許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、議案第34号の番号1から番号5については、計画のとおり意見決定します。

次に、同じく議案第34号 利用集積計画についてを上程いたします。

ここからは、農地中間管理機構を通す利用権設定の案件になります。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 次に番号6について説明いたします。

12ページ目をご覧ください。

借受人、貸付人は資料のとおりです。土地の所在は、湯山字中覚井にある農地2筆です。

地目は台帳及び現況ともに田で、面積は合計3,599m<sup>2</sup>です。

場所については、13ページをご覧ください。

旧湯山小学校の北東に位置します。12ページにお戻りください。

申請理由は、賃借権の新規設定で、契約期間は5年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は物納で、全部で米30kgで6袋です。水張面積で計算しての物納とのことで、10aあたりの換算値が14,000円となっています。

以上のとおりですが、

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の要件である、

- ① 農用地利用集積計画の内容が基本方針及び農地中間管理事業規定に適合するものであること。
- ② 賃貸借の設定等を受けた後において次に掲げる要件の全てを備えることとなること。
  - イ. 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
  - ロ. 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- ③ 賃貸借の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、次に掲げる要件の全てを備えること。
  - イ. その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと認められること。
  - ロ. その者が法人である場合には、その法人の業務執行役員等のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

以上の各要件を満たしていると思われます。

説明は以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、何か異議はありませんか。

(意見、異議なし)

異議がありませんので、許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第34号 番号6については、計画のとおり意見決定します。

提案した議案は以上のとおりでありますので、第12回農業委員会総会を閉会します。

( 14 時 16 分 )

この議事録は、書記の記載したものでその正確を証するためにここに証明する。

議長 那須利八

署名委員 藤田円香

署名委員 山本広樹